契約変更理由書

神戸市

工　事　名	神戸明石線（西須磨地区）道路防災対策工事

契約変更後の工事概要

工事延長　107m、道路土工　1式、法面工　1式、排水構造物工　1式

構造物撤去工　1式、仮設工　1式

設計変更の理由

① 法面緑化工
対象法面には、自然木、雑木が繁茂していたことから、このたびの道路防災工事にあたる地元との調整により、一定 景観への配慮が必要となり、法面緑化を行うことから増工となる。

② 仮設工
立木伐採や施工に先立つ現地詳細踏査の結果、法面からの落石や土砂流出の危険性に加え、堆積崩土が多大であることが判明した。このため当初から計画していた現道上の作業ヤードを広げる必要が生じ、現道車道の幅を作業ヤードとして使用することとした。その代わりに歩道の一部を車道として活用するため、舗装構成を車道対応とする必要が生じた。また、それに伴い道路附属物等（既設ガードレール一時撤去、歩道確保のための側溝上の敷鉄板の設置、車線分離標の設置）にかかる仮設備を整備する必要があり、増工となる。

③ モノレール運搬工
当初、法面工で使用する資材は人力にて運搬する計画であるところ、上記②のとおり、堆積崩土が多大であること、法面にゆるんだ堆積表土が多くあることが判明した。そのような地山や法面上を人力により重量物を運搬する場合、労働災害はもとより、踏み荒らしによる法面の不安定化を助長し、法面工の品質低下をまねく恐れがあることから、法面における移動を最小限に留めるため、モノレール運搬を行うこととし、増工となる。なお、地質調査時と同じモノレール運搬ルートを活用することで、余分な草刈りや立木伐採の必要がなく、費用を抑えることを図っている。

④ 残土処分工
法面工に先立つ法面整形工を行ったところ、想定していたよりも、ゆるんだ堆積表土が多く残土処分数量が増加した。また、有機物（腐葉土、木の根等）も多く混入している状態であったため、市指定の処分地で受入れが不可であった。なお、処理方法として、土砂と有機物を分別し搬出する方法と、民間残土処分地で処分する方法を経済比較した結果、民間残土処分地で処分を行った方が経済的であったため、残土運搬および処分工が増工となる。

⑤ 吹付枠工
法面整形工による堆積表土の撤去後に、現地再測量、精査を行い法面工（吹付枠工）の詳細割付を行った結果、吹付枠工の延長が増工となる。

⑥ 間詰めモルタル
上記④のとおり、想定していたよりも、ゆるんだ堆積表土が多く、整形法面の安定のために取り除いた結果、法面に不陸が生じた。このことから法面を平らにするため、間詰めモルタルの施工が必要となり、増工となる。

その他、現地実測に基づき、施工数量に増減が生じる。